

II 各論編

第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

少子化の現状とその影響、子どもを取り巻く状況などについて県民の理解を深めるとともに、子どもの成長と子育てを社会全体で支えるための意識づくりが必要です。

「第1節 社会全体の意識づくり」では、県民が、子どもを生み育てることに喜びや幸せを実感できるような機運の醸成を図ります。

「第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり」では、子どもを一人の人間として尊重する意識づくりを推進します。

「第3節 男女共同参画に関する意識づくり」では、仕事や家庭、地域において、男女がともに子育ての責任と喜びを分かち合えるよう、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

◆施策の体系

第1節 社会全体の意識づくり

第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり

第3節 男女共同参画に関する意識づくり



第1節 社会全体の意識づくり

◆ めざす姿

- ☆ 子どもや子育て中のお母さん、お父さんに声をかけ、気遣う温かなふれあいが、どこにもあります。
- ☆ 若い世代が、子どもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。
- ☆ 子どもも大人も、みんなが、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。

トピックス

平成18年度おおいた子ども・子育て応援キャンペーン

「子ども・子育て応援」ラジオCMコピー優秀作品紹介

(大分県知事賞)

2歳になる娘が鼻に怪我をした。
鼻の頭に絆創膏を貼っている娘を見て
「どうしたの？大丈夫？」
出会った人が心配そうに声をかけてくれる。
私は 何度同じ問いに答えを返したろう。
社会はこんなにあったかい。

(おおいた子ども・子育て応援県民会議会長賞)

親にしか出来ないことがある。
親には出来ないことがある。
子どもを育てるのは、親だけではない。
子どもを愛してるのは、親だけではない。
子育てに、正しい答えなんてない。
だけど、小さな手は その胸のぬくもりを しっかりと感じている。
小さな瞳は、あなたの懸命さを 見つめている。

子どもの声

～「つたえたい！私たち子どもの思いキャンペーン」より～
おとなにいいたいこと

- 私の「おとなにいいたいこと」は、自分の小さい、子どものころのことを忘れないで欲しい、もっと私たちとたくさん話をしてほしい、ということです。それは、大人の話って、私たち子どもにとっては、とても大切であり、参考になったり学んだりすることがたくさんあると思うんです。そして、自分(大人の人たち)の小さい、私たちと同じ年齢の時を忘れないで欲しいのは、自分の小さいときのことを思い出して、小さい子にしかったり、一緒に悲しんだり、笑ったりできるから。私の「おとなにいいたいこと」はこれだけです。(小学生)
- 生んでくれてありがとう！おかあさん。たばこはあまり吸わないで！お酒は飲み過ぎないで！！今までお世話をしてくれてありがとうお母さん。(小学生)
- ぼくは、野球が好きで公園などでしています。でもちょっとボールが庭や畑に入ったりすると、すぐボールをとりあげたり、怒ったりするので、今の大人の方は子どもの頃にスポーツなどをしたことがないのかと、とても言いたいです。(小学生)

○ 具体的な取組

- ① 子どもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、すべての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深めるとともに、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪が広がるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。
- ② 子どもや若者が、出産や子育ての大変さばかりでなく、意義や素晴らしさ等を感じられるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。
- ③ 「大分県人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。

トピックス

人権って何ですか？

私たちは、誰もがみな、人間らしく幸せに生きていくための権利をもっています。この権利を人権といますが、これは、私たちが幸福な生活を営んでいくために侵すことのできない普遍的権利であり、日本国憲法によってすべての国民に保障されています。

一人ひとりの人権が尊重されるためには、社会のしくみを整えていくことはもちろん、私たち一人ひとりの考え方や行動を見つめ直すことが必要です。

お互いの人権を尊重し、差別や偏見のない、本当に人権が尊重される社会をつくっていくことが一人ひとりに求められています。

*** 大分県人権尊重社会づくり推進条例の概要 ***

前文： 人権の理念・人権の諸課題・人権尊重の意義

第1章 総則

第1条(目的) 人権が尊重される社会づくりの推進

第2条(基本理念) 自己決定の尊重と自己実現の追求・差別や不合理な較差の解消・共生社会の実現

第3条(県の責務)
・施策の策定、実施
・県民等との連携と協働
・必要な措置

第4条(県民の責務)
・自発的な取組
・県の施策に協力

第5条(事業者の責務)
・自発的な取組
・県の施策に協力

第6条(市町村との協働)
・県との相互協力

具体的な施策

第2章 人権尊重施策の実施

第7条(基本方針)
・基本方針の策定 ・実施計画の策定

第8条(月間・週間)
・8月「差別をなくす運動月間」
・12月4日～10日「人権週間」 } 集中的な啓発

第9条(顕彰)
・模範取組の顕彰

第10条(事業者への支援)
・人権教育・啓発活動に対する支援

第11条(調査研究)
・県民意識調査等

第12条(年次報告等)
・年次報告書の作成、公表

第13条、第14条、第15条は省略

「大分県人権ホームページ」より

<http://www.pref.oita.jp/13700/kakuritsu/kadai/index.html>

第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり

◆ めざす姿

- ☆ 子どもが、「自分の権利」について、学校や地域できちんと学ぶことができます。
- ☆ 子どもが、自分も他者も大切にす気持ちを持つことができます。
- ☆ 大人が、子どもの意見や気持ちを尊重し、子どもとの対話を大切にします。

トピックス

「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」って聞いたことがありますか？
世界中のすべての子どもが持っている“権利”について定めた条約です。戦争に巻き込まれてしまったり、防げる病気で命を失ってしまったり、辛い仕事で1日が終わってしまったり…世界には厳しい暮らしをしている子どもがいます。

「子どもの権利条約」は、そんな子どもをはじめ、世界中の子どもの強い味方です。
この条約は大きく分けて次の4つの権利を守るように定めています。
そして、子どもにとって一番良いことを実現しようと謳（うた）っています。

- 1 生きる権利
防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
- 2 育つ権利
教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- 3 守られる権利
あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。
- 4 参加する権利
自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

以上は、ユニセフ（国際連合児童基金United Nations Children's Fund）※による「子どもの権利条約」の説明です。

なお、日本は、1994年にこの条約を批准しました。

みなさんの声

過酷な状況の中で小学校に行き、親に愛されたい、認められたいと毎日の生活をひたむきに頑張っている子どものことも知ってもらいたいと思っています。ちゃんと遊べる場所はあるのか、ちゃんと話せる大人はいるのかといった、子どものニーズを、子どもが大人に気を遣うことなく伝えることができるようにすることも大切です。子どもが自分の困っていることに対し、大人がちゃんと向き合ってくれたと実感することが、子どもの健やかな育ちを導くのではないのでしょうか。（おおいた子ども・子育て応援県民会議委員）

※ユニセフ（国際連合児童基金United Nations Children's Fund）とは、1946年12月11日に設立された国際連合総会の補助機関です。150以上の国と地域で子どもたちの命と健やかな成長を守るための活動をしており、1989年の第44回国連総会において採択された「子どもの権利条約」をその活動の指針としています。

○ 具体的な取組

① 子どもの権利についての普及・啓発

ア 子どもを権利の主体として位置付けた「子どもの権利条約」の趣旨や、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。

イ 子どもが、自分の暮らしや未来に関わることについて自由に自分の気持ちや意見を大人に伝えられる機会を積極的に設けます。

ウ 児童買春や虐待等、社会的弱者として権利を侵害されやすい立場に置かれている子どもの現状について認識を深めるとともに、子どもを社会全体で守る機運の醸成が図られるよう、児童ポルノ法（※1）や児童虐待防止法（※2）等の周知に努めます。

② 子どもの人権に関する学習の推進

ア 子どもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル（技能）や態度の育成を図ります。

イ 子どもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝える等、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。

*** 数値目標 ***

項目	単位	20年度末現状（見込）	26年度末目標値
体験的参加型による人権学習を実施した学校の割合	%	83.0	100.0

トピックス

すべての子どもたちに安心、自信、自由の権利を
～CAPの取組～

子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention、以下「CAP」という。）プログラムは、子どもがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分の心と体を守るために米国で開発された教育プログラムです。米国でCAPトレーナーとして活動していた森田ゆりさんが日本に紹介しました。

CAPプログラムは、エンパワメントの理念を基礎としており、子どもを大人が守るべき弱い存在とみるのではなく、子どもの力を信じ、「あなたには～ができる」という行動の選択肢と問題解決方法を共に考えることで、暴力に対処する力を引き出します。

ワークショップでは、「自分は大変な人である」という人権概念を基に、子どもには「安心」「自信」を持って、「自由」に行動する3つの権利があることや、暴力に遭った際に、「いやと言う」、「逃げる」、誰か信頼できる人に「相談する」の3つを自分を守る方法として、子どもの年齢に応じ、人形劇やロールプレイ、話し合いなどを通じて伝えます。

※1 児童ポルノ法…「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」

※2 児童虐待防止法…「児童虐待の防止等に関する法律」

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

◆ めざす姿

- ☆ 「男は仕事、女は家庭」など、固定的な性別役割分担意識が是正され、個人の考え方や行動が尊重されます。
- ☆ 男性も女性も、共に家事や育児に参画し、共に喜びと責任を分かち合って心豊かに暮らすことができます。
- ☆ 女性も男性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

トピックス



「ジョン・レノンの!?」男の育休

ジョン・レノンは「育児」のために、音楽活動を休業した。「九州男児」には関係のない話だ。それが数年前の私。

やがて2児が生まれ、妻の育休も3年を経過しようとするある日のこと、「共働きを続けるつもりなら、育休を取って。」と妻は言い、譲らない。かくして私は1年10ヶ月、育児休業を取得することとなった。

育休に入る。調味料はどこだ?なべは焦げ付く、トイレも一人で行けない…その間も1歳の娘は足元で叫び続ける。「ママ~!!」。私は爆

発。当然だ。「男の俺が家に縛り付けられて、まるで召使いだ!!。たまには1人でゆっくり風呂に入りたい…。俺に人権はあるのか?!。」妻は引かない。当然だ。今まで、「女の」妻が召し使いだっただ!

そして現在。2年前の私ではない。同じ職場に復帰したが、視界が広く、クリアーだ。多様な視野が加わったためだろう。脳がリフレッシュし、仕事も速くなった。休日には娘たちと食材を買い込み、好きなものを作ってやる。出産と授乳以外なら、パパは何でもできるのだ。そんな私を見て、妻は信頼を深めてくれた。そして3人目を決意。男の子が生まれた。

わずか1年10ヶ月の、「ジョン・レノンの!?」男の育休。私と私の家族の未来を、実に劇的に変えてくれた。

(H19・20年度おおいた子ども子育て応援県民会議公募委員)

みなさんの声

私は23歳で広告代理店に入社し、一男一女をもうけ、まさに仕事と子育てに奮闘しているワーキングマザーです。出張や残業が多い中、家族の協力はもとより、会社の体制にも非常に恵まれ、負担無く両立できていると思います。

その一方で、働きたくても働けないなど様々な事情で社会に出るチャンスを逃しているママ友達がたくさんいます。また、働いている友達は一様に、出産に関して非常にナーバスになっています。女性が仕事を続ける、始めるには、厳しい現実が待ち構え、彼女たちの意思と努力がいつのまにか消え失せている現実があります。

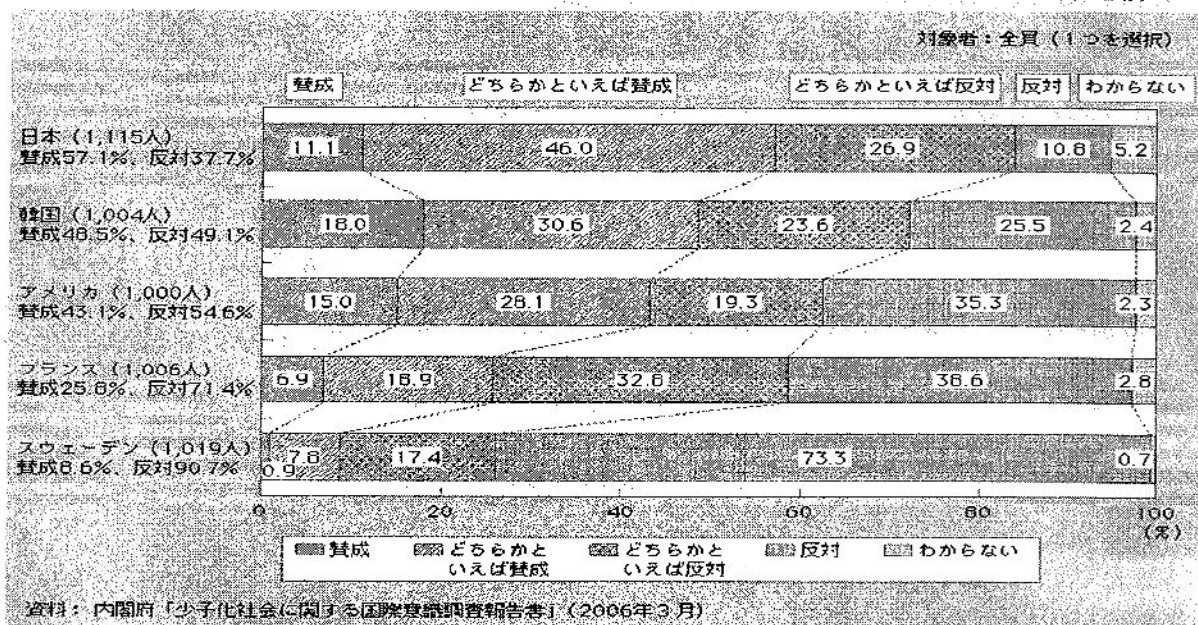
(おおいた子ども子育て応援県民会議委員)

○ 具体的な取組

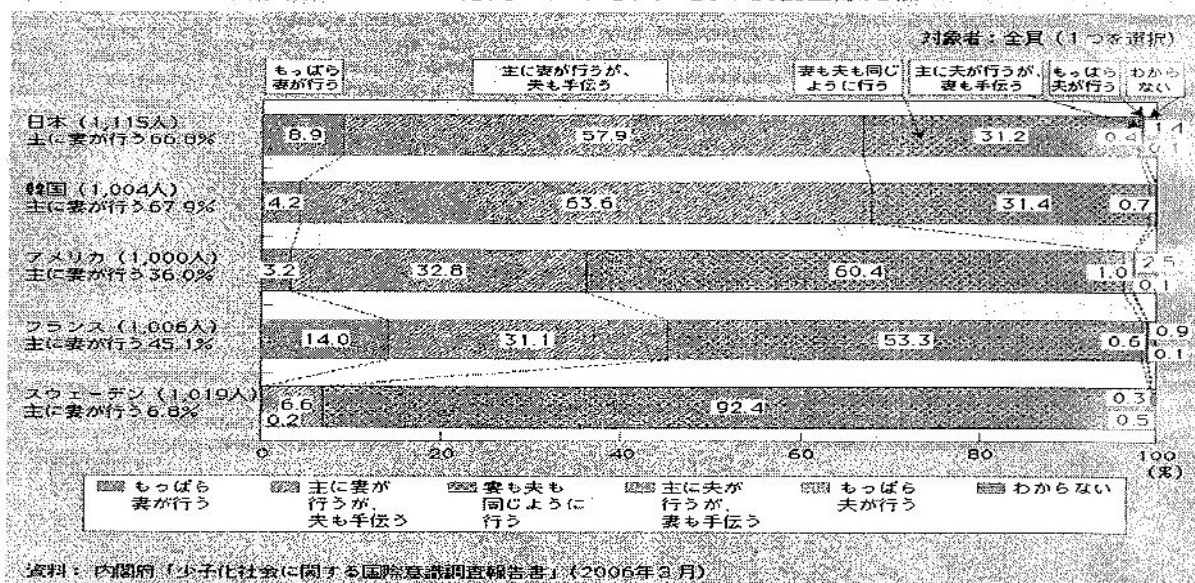
- ① 女性も男性も家庭や地域、職場において、個性と能力を十分発揮し、多様な選択が可能となるよう、幅広い世代を対象に、NPO、企業、大学及び地域団体等多様な主体の参加により、男女共同参画に関する教育・学習機会の提供や啓発の充実に努めます。
- ② 男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報啓発を行うとともに、男性の家事や育児のスキルアップを図る取組を推進します。
- ③ 女性の就業や、地域活動等へのチャレンジを支援するとともに、チャレンジを可能にするための環境づくりを推進します。

データ

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する国際比較



就学前の子どもの育児における夫・妻の役割国際比較



どんな家庭を築きたい？

☆仕事で疲れ、時には怒られ、辛いときがあると思います。そんな時に家に帰ると温かく家族が「おかえり」と言ってくれる。そんな家庭を築きたいです。

☆家に帰って心が安らぎ、家族の一人ひとりが思いやれる家庭。幸せで思いやりのある愉快的な家庭。

☆家族円満で、家族みんなで公園に行ったりする家庭を築きたい。

☆平凡でも良いから、この家族でいられる幸せを分かちあえる家族。温かく親として明るくできる家庭。

☆週末、子どもとキャッチボールをしたり、ピアノを一緒にしてあげるお父さんになりたいです。

☆家族全員が強い絆で結ばれていて、笑顔がたえない家庭。どこに行っても家に帰りたいと思える家庭。

☆今の自分の家族みたいな笑顔があふれる仲のいい家族。いつも笑顔がたえない家庭。仲の良い家族の時間を大切に、オンとオフをしっかりとできる家族。強い絆がある家庭。

☆子どもは2人以上で、家族みんなで休みの日には出かけたりしたい。父親と息子はスポーツを仲良くして、2人の時間を作って欲しい。母親となる私と娘は2人で買い物に行ったりして、友達のようになかよくなりたい。

☆子どもが悩みを相談できずに、隠し事をつくってしまふような家庭は絶対に築きたくない。

☆家族が安心できる家庭、相手のことを思いやれる優しい家庭

☆夫婦げんかが少ない。会話と笑顔が毎日絶えない(温かい)明るく平凡。幸せを分かち合える。

☆相手の言うことを受けとめられる。相手信じ切れる。自分の意志をはっきりと言える。

☆理想の家庭は、「笑顔のたえない家庭」です。当たり前のことのように、実際するととなると、誰かが相手の気持ちを損ねることを言うと、やはりムードは険悪になるでしょう。やはりけじめをつけて、常に場に対応できる「笑顔のたえない家庭」にしたいです。強い絆で結ばれた家庭。